

芝山町立地適正化計画に係る届出に関する事務取扱要綱

令和 7 年 4 月 1 日

芝山町告示第 1 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市再生特別措置法(平成 1 4 年法律第 2 2 号。以下「法」という。)第 8 8 条第 1 項、第 1 0 8 条第 1 項及び第 1 0 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく芝山町立地適正化計画に係る届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為をいう。
- (2) 住宅 戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅及び兼用住宅をいう。
- (3) 改築 建築物の全部又は一部を除却した場合又は災害等により失った場合に、これらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途、構造規模のものに建て替えることをいう。

(都市機能誘導区域に係る届出)

第 3 条 別表第 1 施設の欄に掲げる誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を当該施設が設定されている都市機能誘導区域以外の区域で行う場合は、都市機能誘導区域以外の区域における開発行為届出書(別記第 1 号様式)により町長に届け出なければならない。

- 2 別表第 1 施設の欄に掲げる誘導施設を有する建築物に関する建築行為等を当該施設が設定されている都市機能誘導区域以外の区域で行う場合は、都市機能誘導区域以外の区域において誘導施設を有する建築物を新築し、又は誘導施設を有する建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有

する建築物とする行為の届出書(別記第2号様式)により町長に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定により届け出た内容を変更する場合は、都市機能誘導区域以外の区域における行為の変更届出書(別記第3号様式)により町長に届け出なければならない。

- 4 都市機能誘導区域において、別表第1施設の欄に掲げる誘導施設を休止し、又は廃止する場合は、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出書(別記第4号様式)により町長に届け出なければならない。

- 5 前各項に規定する届出をしようとするときは、別表第2対象行為の欄に掲げる行為の区分に応じ、同表添付書類の欄に定める書類を添付しなければならない。

(居住誘導区域に関する届出)

第4条 居住誘導区域以外の区域内において、別表第3に定める開発行為を行う場合は、居住誘導区域以外の区域における開発行為届出書(別記第5号様式)により町長に届け出なければならない。

- 2 居住誘導区域以外の区域内において、別表第3に定める建築行為等を行う場合は、居住誘導区域以外の区域において住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書(別記第6号様式)により町長に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定により届け出た内容を変更する場合は、居住誘導区域以外の区域における行為の変更届出書(別記第7号様式)により町長に届け出なければならない。

- 4 前3項に規定する届出をしようとするときは、別表第2対象行為の欄に掲げる行為の区分に応じ、同表添付書類の欄に定める書類を添付しなければならない。

(届出の時期)

第5条 前2条に規定する届出は、当該届出に係る行為に着手する30日前までに行うものとする。

(届出に対する助言等)

第6条 町長は、第3条及び第4条に規定する届出に係る事項に関し、当該届出者に対し、芝山町立地適正化計画の趣旨、立地誘導のための施策等に関する情報提供を行うことができる。

2 町長は、第3条及び第4条に規定する届出に係る行為が芝山町立地適正化計画に支障があると認める場合は、届出者に対し、法第88条第3項及び第108条第3項の規定に基づく勧告その他必要な助言等を行うことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、芝山町立地適正化計画に係る届出に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

機能	施設	都市機能誘導区域	
		中心拠点（小池地区）	スカイゲート拠点（千代田地区）
行政	町役場	●	—
	行政窓口	—	●
福祉	地域包括支援センター	●	—
医療	病院	●	●
	診療所	●	●

子育て	幼稚園	—	●
	保育所	●	—
	認定こども園	●	●
	子育て支援センター	●	—
教育	小学校	●	—
商業	商業施設（店舗面積 1, 0 0 0 m ² 未満）	●	●
	商業施設（店舗面積 1, 0 0 0 m ² 以上）	●	●
金融	銀行	●	●
	信用金庫	●	●
	郵便局	●	●
文化	文化センター	●	—
	公民館	●	●
	図書館・図書コーナ ー	●	●

別表第 2 (第 3 条、第 4 条関係)

区分	対象行為	届出様式	添付書類
誘導 施設 の整 備等 に関	開発行為	都市機能誘導区域以外の区 域における開発行為届出書	●位置図（1 / 1, 0 0 0 以上） ●設計図（1 / 1 0 0 以上） ■案内図 ■求積図 ■公図

する 届出			■土地利用計画図（１／１００以上）
	建築行為等	都市機能誘導区域以外の区域において誘導施設を有する建築物を新築し、又は誘導施設を有する建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書	●位置図（１／１，０００以上） ●配置図（１／１００以上） ●立面図（２面以上、１／５０以上） ●各階平面図（１／５０以上） ■案内図 ■求積図 ■公図
	届出内容変更	都市機能誘導区域以外の区域における行為の変更届出書	●開発行為又は建築行為等の項に定める添付書類
	休止又は廃止	都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出書	■位置図又は案内図 ■配置図（１／１００以上） ■公図
居住誘導区域に関する届出	開発行為	居住誘導区域以外の区域における開発行為届出書	●位置図（１／１，０００以上） ●設計図（１／１００以上） ■案内図 ■求積図 ■公図 ■土地利用計画図（１／１００以上）
	建築行為等	居住誘導区域以外の区域において住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくは	●位置図（１／１，０００以上） ●配置図（１／１００以上）

		はその用途を変更して住宅等とする行為の届出書	●立面図（2面以上、1／50以上） ●各階平面図（1／50以上） ■案内図 ■求積図 ■公図
	届出内容 変更	居住誘導区域以外の区域における行為の変更届出書	●開発行為又は建築行為等の項に定める添付書類
備考 1 ●は、都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号）に示されている必要書類を示す。 2 ■は、都市再生特別措置法施行規則に示されているその他参考となるべき事項を記載した図書を示す。 3 代理人が申請する場合は、委任状を提出すること。 4 届出書2部及び添付書類各2部を提出すること。			

別表第3（第4条関係）

開発行為	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
	1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
建築行為等	3戸以上の住宅を新築しようとする場合
	建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合